目次

\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	O D	\circ	\circ			\circ	〇 特	\circ	\circ
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)(抄) ・・・・・ 2	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21	近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21	首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)	6一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)による改正後)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等	都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後)(抄) ・ 17	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)(抄)	律の一部を改正する法律案による改正後)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	案による改正後)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	特別措置法の一部を改正する法律案による改正後)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)(沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案による改正後)(抄) ・・・ 10	産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

\bigcirc	\circ)4.	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\bigcirc	\bigcup \bigcirc	\circ	\circ	\circ	\circ	\bigcirc
投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)(抄) ・・ 34	法律第八十五号)による改正後)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)・・・・・・・・・・ 3	電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	港湾法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十一号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(地方税法等の一部を改正する法律案による改正後)(抄) ・・・・・ 凶	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(\circ	\circ	0	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	0		0	
乙矛重之耳三言光(日末二一)在光沧宫正儿一二号)	国家公务員垦戦手当去(召印二十八年去聿第百八十二号)(少) 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事業法(平成元年法律第八十二月	道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)(抄)	石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)(抄)	全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)(抄) ・・・・・・・ 8	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37	ける医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案による改正後)(抄) ・・・・・・・ 36良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)(地域にお	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	する等の法律(平成二十五年法律第百二号)による改正後)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)(抄) 51	沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄) ・・・・ 50	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・ 50	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

可

定

 \mathcal{O}

件

- 五. |権者を害する目的で、破産財||十二条 ||裁判所は、破産者に で団に属し、これでいて、次 .属し、又は属すべき財産の隠匿、損壊、て、次の各号に掲げる事由のいずれにホ 損壊、債権されても該当し !者に不利益な処分その他の.しない場合には、免責許可 の破産財団の決定な をす 寸 の価 価値を不
- 不利益な条件で処分したこと。 一 破産手続の開始を遅延させる目的で、著しく不当に減少させる行為をしたこと。 利 益 な条件で債務を負 担 Ļ 又 は 信 用 取引により商 品 記を買い 入れ てこ れを著しく
- 債
- したこと。 供与又は債
 - 因となる事 実

 - 項第六号に お
- 立てが、 0 責許 可
- 民事再 -条第一項第一号、第四十一条又は第二百五十条第二項に規定免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日2生法第二百三十五条第一項(同法第二百四十四条において準3生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百三十九条第13可の決定が確定したこと 当該免責許可の決定の確定の日 項 に規定 でする給. 与 所 得者等再生に おけ る再 生 計 画 が 遂 行さ
- 民事再 1五十条第二項に規定する義務その他この法律に定める義務に違反したこと。確定の日1四十四条において準用する場合を含む。)に規定する免責の決定が確定した 定したこ
- 2 5 7 当該免責(

保 険 業 法 平 成 七 年法 律第 百 五. 号) 抄

7 この法律において「2 ~ 5 省 略第二条 省 略 ~42 省 略 「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。「外国保険業者」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者(保険会社を除く。)をいう。

独立行政法人農業者年金基金法 (平成十四年法律第百二十七号)

二・三 省 略 一 農業者老齢年金 (給付の種類) (以下単に「給付」という。) は、次のとおりとする。

○国家公務員共済組合法 退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)による改正後) (昭和三十三年法律第百二十八号) (国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員 (抄)

一 退職年金第七十四条 この法律による退職等年金給付は、(退職等年金給付の種類) 次に掲げる給付とする。

二・三 省 略

○投資信託及び投資法 人に関する法 律 (昭和二十六年法律第百九十八号) (金融商品取引法等の一 部を改正する法律 (平成

二十五年法律第四十五号)による改正後) (抄)

(定義)

2 第二条 16 省

略略

17 この法律において「新投資口予約権」とは、 投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受ける

ことができる権 利 を . う。

18 5 25

銀 行 法 (昭 和五十六年法律第五十 -九号) 金 一融商品取引法等の 部 を改正する法律 (平成二 十五年法律第四十五 号) による改正

沙抄

第十条 (業務の

一~七

3

2 第

金 融 商 品 取 引 法 (昭和二十三年法律第二十五号) 金 业融商品 取 引 法等 *の* 部 を改 正 する法律 (平成二十四年 法律第八十六号)

3

よる改正 後) 沙

1 7 「 金

「融商品取引業者」とは、

第二十

九 条の

規定によ

り 内

閣 総理

大

臣 \mathcal{O}

登

録を受けた者をいう。

章 に お 7 . て 第一 種 金 融 商品 取 引 とは、 金 融 商 品 取 引業のうち、 次に 掲げる行為の いず れ かを業として行うこと

2~8 省 略

2~8 省 略

2~8 省 略 利を除く。)につい ての 同 条第八項第 から

1.掲げる行為 1.1号に掲げる行為

として政令で定めるもの

2

建 築物 \mathcal{O} 耐 震 改修の促 進 に 関する法律 (平成七年法律第百二十三号) (抄)

第二条

2 (都道府県耐震(本道府県耐震(本道府県耐震(本道府県耐震(本道府県耐震(本道府県耐震 をすることをいう。おいて「耐震改修」 とは、 地震に対する安全性の向上を目的として、 増 改 築、 修 模様替若しく は 部 \mathcal{O}

除 却

又

3

略耐 震 改

修

促

進

計

画

2 第 五.

都道

3

必 格

三 5 五

定 め国

- 計
- 4~7 省 略

 4~7 省 略

 4~7 省 略

 4~7 省 略 進築計物 画

所

の所有者に の所有者に対し、所管行政庁は、 技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われ 1 な 11 と認めるときは、 要安全確認 画

3

画 0

 \mathcal{O} 七 省略請な することができる。の耐震改修をしよる 震改修をしようとする者は、 玉 土 交通 省令で定めるところにより、 建 築物 \mathcal{O} 耐 震改 修 0 計 画 [を作 成 し、 所 管 行

2 10

大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告し月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等) なければならない。

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建 格建物

2

3 三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。第三項」とあるのは「同条第三項」と読みでは「耐力のは「附別第一項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中の、第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合におい ポニ条第 - 「前条 第条第

4 6

○児童 福 祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等 \mathcal{O} 合的 な提

律の整備等に関する法

律

(平成二十四年法律第六十七号)

による

改供 正 後) 沙抄

の推進に関する法律

の 一

部を改正する法律の施行に伴う関係法

第六条の三

2 5 8

9

いて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定めるな保育を受けることが困難である乳児又は幼児(以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。)であつて満三歳未満のものにつ一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

以の 下 他 で 0 あ 場 つて、 ぶるもで 当 ものに当該 、保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以 限る。次号において同 じ。) 下同 業 (利用: (利用定員) が居 五名

育者による保育を行う事業以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その: 他の |該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。||地域の事情を勘案して、保育が必要と認められ く。) において、字られる児童であつて 家庭 的保意

10

以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業二(満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要しる施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業の一(保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児)この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。 幼児を保育することを目

保育が必要と認められる児童であつて満三歳

12 11

実施する施設
「実施する施設」
「大学のでは、

 \Box

済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施す等の構成員」という。)の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共下ハにおいて「共済組合等」という。)が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者(以下ハにおいて「共済組合が児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設が児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設が見から要託を受けてその構成員である事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設がある事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育する

上満の三 1 略 ものについて、前号に規定する以上の幼児に係る保育の体 前号に規定する施設において、保育を行う事係る保育の体制の整備の状況その他の地域の の事 業 情 を勘案して、 保 育が必要と認めら れる児童 一であ つて満三

13 14 以

就 前 の子どもに関する教育、 前 子 どもに関 する教育 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 保育等の 総合的 な 提 供 \mathcal{O} 0 推 進 部を改正する法律 12 関 す る法 律 伞 (平成-成二十四年法律第六十六号)によ 十八年法律第七十七号) 就学

る改 Ē (後)

2 5

6

7 より設置される施設をいう。 を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境がする教育並びに保育を必要とする子ども同対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに及び幼保連携型認定こども園をいう。 この法律において「刼保連携型認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設2〜5 省 略

8 5 12

産 業競争力 強 化法 (平成二十 五 年法律第九 十八号) (抄

5 投資を受けるこ業者 (新たに設生産又は販売の

省令で定めるものをいう。)であって、当該新事業開拓事業者に対する積極的な経営又は技術の指導を伴うことが、 確実であると見込まれるものとして経 限業 成 済 産業 る(十年

7 5 11

いずれにも該当するものをいう。 だして、当該二以上の事業者のそれぞれの事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、法律において「特定事業再編」とは、事業再編のうち、二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて一

次体の的

- 外国における新たな需要を相当程度開拓し、又は新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓するものであるこれに、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のらち他の事業者が共同して行う新設分割という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併との事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割と対し、当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併という。以下この号において同じ。)相互間の新設合併という。以下にの事業者が、その事業者が、その事業者が、その事業を担当を持ていずれかが、当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社が行う当該二以上の事業者が、その事業と対して行う新設という。以下この号において「特定会社」という。)のいずれかが、本権利義務の全部又は一部を承継された。)相互間の新設とは、当該二以上の事業者が、その事業と対して行うを表する株式会社をしている新に対している。

と。

- 13
- 14

第十七条 は、 で、次条及び第百四十二条において「特定新事業開拓投資事業と関して権利義務の全部又は一部を承継した会社 の条、次条及び第百四十二条において「特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関する計画(以下この、企業、大条及び第百四十二条において「特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関するものとして経済産業省令で定めるものをいう。 14~30 省 略 (特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関する計画(以下この条、次条及び第百四十二条において「特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるとの条、次条及び第百四十二条において「特定新事業開拓投資事業と関して経済産業省令で定めるものをいう。 14~30 省 略 (特定新事業開拓投資事業計画の認定) (特定新事業開拓投資事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、の条、次条及び第百四十二条において「特定新事業開拓投資事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、 14~30 省 略 (特定新事業開拓投資事業計画の認定) (特定新事業開拓投資事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、 14~30 省 略 (特定新事業開拓投資事業計画の認定) (特定新事業開拓投資事業に関する計画(以下これを集中実施期間中に経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 \(\)

る特定新事業開)寺宦所事業開拓投資事業計画を変更しようとするときは、十八条 前条第一項の認定を受けた投資事業有限責任組合 (特定新事業開拓投資事業計画の変更等) 4 省 略 合(以下「認定特定新事業開拓投資事業組合」という。)は、当該 経済産業省令で定めるところにより、 経済産業大臣の 認 定を受け 認 いなけれい定に係

2 5

一十六条 二以上の事業者は、(特定事業再編計画の認定) その実施しようとする特定事業再編に関する計画 (以 下 「特定事業再編計画」という。)を作成し、

主務省令で定めるところにより、 これ を 集 中 実 施 期 間 中 12 主 一務大臣 に 提 出 L て、 そ の認 定を受けることができる。

2 5

ず業再編計で

第二十七 しようとするときは、二十七条 前条第一項 再 編 計 画 を 変 更

2 主務大臣は、 な認 に定があ め 2 るとと

3 業者に対して、当該認定特定事業再編計画の変更を指示し、主務大臣は、認定特定事業再編計画が前条第四項各号のいきは、その認定を取り消すことができる。きは、その変更後のもの。以下「認定特定事業再編計画」と 又はその認定を取り消すことができる。ずれかに適合しないものとなったと認め のとなったと認めるときは、 認定特 定 事 業 再 編

4

沖 縄 振 興特 別 措 置 法 伞 成 + 匝 年 法 律第 + 匹 | 号 沖 縄 振 興 特別 措 置法 \mathcal{O} 部 を改正する法 律 案による改 正 (抄)

第

八条 通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定め条「沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るため通信産業振興計画の作成等) めるものとする。めの計画(以下「 「情報通知 信 産業 振 興 計 画 という。 を定めることが できる。

区域 情報通1 信 産 業 \mathcal{O} 振 興 、を図るため必 要とされる政 令 で 定め る要件を備 元てい る地 域 以 下 情 報通 信 産 業 振 興 地 域」 لح いう。 0)

(第三十条第一項において「情!前号の区域内において特定情! :報通信産業特別地区」という。)を定める場合にあっては、その区域:報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備 えて 1 る 地

3

5 沖縄県知事は は、 情 報 通 信 産業振興 計 画 を定め たときは、 これを公表するよう努めるとともに、 主務大臣 に提出 な け れ ば なら

6

二十九条 毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。『条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「場一十九条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業(情報通信産業振興計画の実施状況の報告等)8 省 略 もの。以下「提出情と情報通信産業振興 報計 通画 信 信産業振興計画」という。)の実施状況に(その変更について同条第八項において準 一ついて

2 3

(情報通信産業特別: (情報通信産業特別: (国際物流拠点産業集) (国際物流拠点産業集) あ事 政令で定める要件に該当する旨の沖縄は、当該区域内に本店又は主たる事務報通信産業振興計画に定められた情報特別地区における事業の認定) **一縄県知事の認定な事務所を有するもの情報通信産業特別地** ?を受けることができる。 のであること、常時使B が地区の 区 一域にお いて 時使用 設立され、 用する従業員の数ぎ 立され、当該区域t 数が政令であれておい 以令で定されれて ないては 特 \otimes る定 数 情 以 報 上で信

2

第四十一条 事集 ずは、国際物流類条積計画の作成符 拠 点産 業の 集 積 を 义 るため \mathcal{O} 計 画 以 下 国 際 物 流 拠点産業集積計 画」という。) を定めること

2 次に掲げる事項に 9 V て定めるものとする。

と 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項 と 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項 と 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項 と 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項 と 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項 と 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項 と 対 の と が か の と が か の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が か の と が か の と が か の と が の と が か の と が の と が か の と が か の と が か の と が の と が の と が か の と が の と が か の と が か の と が か の と が か の と が か の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が か の と が の と が る か の と が の と (業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際:つ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地:る開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量 除物流拠点産業集建地域であって、国際軍の貨物を取り扱る 積物を 域流の が、拠点が

略

3 •

5 沖縄 県省 知事略 は、 玉 際物 流拠点産業 集 積 計 画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、 主務 大臣 提出 L な け れ ば な

について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際な第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計で(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等) 物画 流拠点産業集積計画」(その変更について同 画」とい 条第八項に う。 のお 実い 施て 況 用

2 • 3

第もに四 \mathcal{O} 無拠点事業を営む一般定(同項第二号 上であ ることそ

2

金

お五 る経 性済金融(の総化 活理特 !性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経!大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて.!別地区の指定) 経済金融活性化特別地区として一を限て、産業の集積を促進することにより ŋ

指縄

定に

- 又はその 区域 を変更することが できる。
- 当該経済金融活性化特別地区の指定を解部が第一項の政令で定める要件を欠くに

て集積を促進しようとする産業 (以 下 「特定経済金

変更 後 \mathcal{O} ŧ 0 以 下 同

かできる。常時使用する計画に定められ パする従業員の の数済

 (報告の徴収)
 (知告の徴収)
 (知問の限定とどのとい言ないできる。
 (知問の限定とどのとい言ないできる。
 (知問の限定とどのとい言ないできる。
 (知問の限定とどのとい言ないできる。
 (知問の限定とい言ないでは、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知税特別措置法で定めると、常時使用の実施の状況については、知識に対し 3例の適用があるものとする。 3込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税のX件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。)により発行される株式を当十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社(内閣府令で定める

奄 発 特別措 美 群 置法 島 振 の 一 興 開 部 発 を改正する法律案による改正後 特 别 措 置 法 昭 和 十九九 年 法律第 抄 百 八 + 九 号) 奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 及 び 小 笠原 諸 島 振

興

開

美群島にお群島振興問 は島における定住の促進を図ることを目的とする。 D自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並、B振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びには基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的・基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的・不 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開 び地な発 定理を発に

玉 家 戦 略 特 別 区 域 法 (平成二十五年法律第百七 号)

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する指定金融機関から当該事業を行うのに必解に関することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2 この法律において「特定事業」とは、第十条を除き、次に掲げる事業をいう。

一 別表に掲げる事業で、第十三条から第二十七条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの上及び持続的発展に審美の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2 この法律において「特定事業」とは、第十条を除き、次に掲げる事業をいう。

2 この法律において「特定事業」とは、第十条を除き、次に掲げる事業をいう。

3~5 省 略

(区域計画の認定)

第八条 省 略

(区域計画の認定)

第八条 省 略

、省略及び実施主体に関する事項のが実施主体に関する事項ニ 第六条第二項第一号の目標 を +項)目標を達成するために国家戦略特別区域におい て実施し 又はその実施を促進しようとする特定 事

3

定の 取消略

2・3 省 略 2・3 省 略

二・三 省 略一 第三章、第四章及び第三十七条の規定 公第一条 この法律は、公布の日から施行する。た(施行期日) 附 則 公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 め行 る日る。

案による改正後)

〇中心市街地の (少) 活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)(中心市街地の活性化に関する法律の一 部 を改正する法

することができる。

《特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を申請計画(以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業がである事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済実施しようとする場合にあっては時定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業をしようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施の事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施のようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に定め第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業(認定基本計画に記載されたものに限る。)を実施しようとする者(第七条第七項第第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定)

一〜三 ね 経済産業 產省 ヨするもので 'あると認めるときは、第一項の認定の申請が が その認定をするものとする。かった場合において、その特定 民間 中心 市 街 地 経 済活 .力向 上 事 * 計 画 が 次の各 0 ず h

3 省 略

マンシ ョンの建替え等の円滑化に関する法律 (平成: 十四年法律第七十八号)(マンショ ン 0 建替えの 円滑 化 に 関 する

法 律の一 部を改正する法律案による改正後) (抄)

(の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。)は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

売却 に 関する事業をいう。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに従って行われるマンション敷地売却事業 この法律で定めるところに従って行われるマンション敷地売力。 マンション敷地売却事業 この法律で定めるところに従って行われるマンション敷地売力。 一マンション敷地売却事業 この法律で定めるところに従って行われるマンション敷地売力をいう。 十二~十五 省 略 十二~十五 省 略 十七・十八 省 略 「区分所有法」という。 第二条第 項に

日九条 マンション(買受計画の認定) 敷 、地売却決議が予定されている要除却認定マンションについて、 マンショ ン敷地売却決議があった場合にこれを

た 要)

を

作成し、 を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。ピマンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあっせんをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「買受計画」候除却認定マンション(以下「決議要除却認定マンション」という。)の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等(決議受けようとする者は、当該要除却認定マンションごとに、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却決済 議議 要が 除却れ う

2

(マンション敷地売却事業の実施) お着要除却認定マンションの買受け及び除却並びに代替建築物の提供等を実施しな (マンション敷地売却組合(以下この章において「組合」という。)は、マンション敷地売却を実施しな 第百十六条 マンション敷地売却組合(以下この章において「組合」という。)は、マンション敷地売却となったものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含み、その後にマンション敷地売却合意者 となったものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地利用権ののとでして、第百八条第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第四項に規定するマンション敷地売却に参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含み、その後にマンション敷地売却合意者となったものを除く。)の敷地利用権についても、同様とする。 2・3 省 略 第百四十条 組合は、第百二十三条第一項の公告があったときは、遅滞なく、ぎュー・ (既登記のものに限る。)について、分配金取得手売引きっ (既登記のものに限る。)について、分配金取得手売引きっ (既登記のものに限る。)について、分配金取得手売引きっ

第 土交通省令で定めるところにより、百四十一条 組合は、第百二十三条(分配金取得計画の決定及び認可) ころにより、都道府県知事等の第百二十三条第一項の公告後、 \mathcal{O} の認可を受けなけれる。遅滞なく、分配へ 分配金取得計画を定 れ ば なら な め なけ n ば なら な この 場合に お 7 7

玉

2

容

第百 一・二 省 路 金の 取内 得計 画にお いては、 国土交通省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を定めなけ h ばならな

することとなる分配

金 0

価

2

第 な変更をする場合を除く。)に準用する。百四十五条(第百四十一条第一項後段及び(分配金取得計画の変更) 第 二項 並 び に 前 条の 規定 は 分配 金 取 得 計 画 を 変更する場合 (国 土 一交通省令 で 定 め る 微

第百五十条 日五十条 組合は、(権利売却の登記) 権 利消滅期 日 後遅滞なく、 売却 7 ンショ ン及びその 敷 地 に関 する 権 利 に 0 V) . て必 要な 登 記 を申 請 L な け れ ば なら

第 百 五 十 一 条 略 略 組合は 組合員に対 権利 消滅期日までに、 第百四十二条第一 項第三号の分配金を支払わなけ

れ

ばならな

地 方 独 <u>示</u> ·行政法· 人法 (平成 十五 年 ·法律第百十八号) (抄)

六 省 略 一〜四 省 略 一〜四 省 略 一〜四 省 略 (業務の範囲) 政法人は、 次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

政令で定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} 設 置及び管 理を行うこと(前三号に 掲げるも のを除く。

再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) (都 市 再 生特別措置法等の一部を改正する法律案による改正

十立

 る土地(水面を含む。)の区域(以下「誘導事業区域」という。)の面積が政令で定める規模以上のもの(以下「誘導施設等整備事務準施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)であって、当該都市開発事業を施行することができる。
 (民間誘導施設等整備事業計画の認定)
 (民間誘導施設等整備事業計画の認定)
 (民間誘導施設(医療施設、福祉所能)。以下同じ。)の立財の介における都市開発事業(当該都市機能誘導区域に係る誘導施設又は当該市機能増進施設(医療施設、福祉所能。 『進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市-一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及立地適正化計画)

業」という。 「民間 **三誘導** 等施設等整備事業計画」という。)を施行しようとする民間事業 事業者 を作成を し、国土交通大臣の認定を申請する土交通省令で定めるところにより、 することができる。 当該 以誘導施¹ 設等整 備 事 業に関 す Ź 計 画 以

かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定すらの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって政令で定める要件に該当するものであって、次条に規定する業務を適正第百十八条 市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづ(都市再生推進法人の指定) に係る誘導施設等整備事業(以下「認定誘導事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。(報告の徴収) ることができる。

2 \ \ 4

○農業経営基盤強 化 促進 法 (昭 和五十五 年法律第六十五号) (農業の構 造 改革を推 進 す るた \emptyset 0 農 業経 営基 盤強 化 促 進 法 \mathcal{O}

部 を改正する等の法律 (平成二十 五年法律第百二号)による改正 後) 抄

第四

一~四 省 略 しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」と総称する。) 農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)又は農地以外の「条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。 土地で主として耕作若しくは 養 畜 の 事 業 0 た め 0 採草若

2 \ \ 4

第七条 二~四 省 略 一 農地売買等事業(農用地等の借受けを除く。以下この条において同じ。) 一 農地売買等事業(農用地等の借受けを除く。以下この条において同じ。)のほか、推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)のほか、2七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、(農地中間管理機構の事業の特例) 次に掲げる事業を行う。農地中間管理事業(農地 (農地 中 間 管 理 事 業

(農業経営改善計

2 5

画 を 一成し、こと同意市町は れを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、画の認定等) 業経営改善

当該青 を含み開 年、始等認し

2 • 3

第十五

3・4 省 略 調整を行うものとする。 調整を行うものとする。
一次にはいて「農地利用集積円滑化団体等」という。)の同意を得て、当該農地利用集積円滑化団体等を含め、以下この項及び次条において「農地利用集積円滑化団体等であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理での第七条第一号から第三号までに掲げる事業の実施が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機で、農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理機に、農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地利用集積円滑化事業又は農地中間管 て当該(機構が行き理事業

3 • 4

第十六条 省 略 2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地利用、他の所有者に通知するものとする。 (農用地利用集積計画の公告) 第二十三条 省 略 (農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めたときは、農林水産省令でればならない。 (農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めたときは、農林水産省令でればならない。 (農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 3農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を当該基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農 農用地

水産省令で定めるところにより、 遅滞なく、 その旨 を 公告し なけ

二 農用地利用改一 省 略 実施 区

この二 前項第四号に掲げる元二 農用地利用規程の内容が農一 農用地利用規程の内容が基準同項の認定をするものとする。同意市町村は、第一項の認定の引三〜六 省 略 ニ〜六 省 略 の申 請 が あつた場合において、その申請 に係 ぶる農用 地 利 用 規程が次に掲げる要件に該当するときは

1掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。)内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるこ内容が基本構想に適合するものであること。 のであること。

- 3・6 省 略 一項に規定することができる。 一時に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないとの他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体の構成員からその所有する農用地について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観認が、当該団体の構成員からその所有する農用地利用の発育を行るという。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意をう農業経営を営む法人となることが確実であるとという。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意をの他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を含む法人となることが確実であると見込みが確実であるとという。)と、当該特定農業団体の同意をは、当該特定農業経営を含む法人となることが確実であるという。)と、当該特定農業は、当該特定農業団体の同意をのよりでは、当該団体の関係に関係であるというに関係であると、当該特定農業という。)と、当該特定農業という、当該特定農業という、当該特定農業という、当該特定農業という、当該団体の同意をは、当該団体の関係では、当該団体の関係では、当該団体の関係を含むというには、当該団体の関係を含むというには、当該団体の関係を含むというには、当該団体の関係では、当該団体の関係では、当該団体の関係には、当該団体の関係には、当該団体の関係を含むというには、当該団体の関係では、当該団体の関係には、当該団体の関係を含むというには、当該団体の関係には、当該団体の関係を含むというには、当該団体の関係を含むというには、当該団体の関係を含むには、当該団体の関係を含むというには、当該団体の関係を含むというには、対域を含むというには、対域を含むというには、対域を含むというには、対域を含むというには、対域を含むというには、対域を含むというには、対域を含むというには、対域を含むというには、対域を含むというには、対域を含むは、対
- 5
- 定農業 第五項各号に 不者と、 特定農用地利用規程は認定計画とみなす。掲げる事項が定められている農用地利用規 程 (以下 「特定農用地利用規程」という。 で定めら れた特定農業法 人は
- 8 (10

都 市 計 画 法 (昭 和 兀 十三年 法 1律第百 号)

できる。ただし、次に掲げる都市化を図るため必要があるときは、 市 計都画市 区計域画 につに、 0 が市 て街 は化、区 区域 域区内

四項に規定する近郊 郊 整 整備区量機地帯 域

2 •

首 都 巻 整 備 法 昭 和 十 年 -法律第 八十三号) 抄

(定義

2 第 4 条

5 市 開 発 区 |域

とは、

既

成

市

街

地

及

び

近

郊

慗

備

地

帯

以

外

0)

首

都 巻 \mathcal{O}

地

域

0) うち

第二十

Ħ.

条第

項

0

規

定 に

ょ

ŋ

定さ

近 巻 整 法 昭 和 三十八年 法律 第百二十 -九号) 抄

省 略れた区域をいう。れた区域をいう。番市県 開 発区 」域」 とは 既 成 都 市 区域 及び 近郊整備 区 域 以 外 (T) 近畿圏 0 地 域 のうち第十二条第 項 0 規 定に より

空 港 周 辺 航 機 騒 音 対 策 特 別 措 置 法 昭 和 五. 十三年法 律 :第二十六号)

5 航空機騒音院昭和四十三年は興音障害防止は 障法特 障害防止特別公律第百号) 別 地第五 を定の (めることができる。) 規定により指定され た都 市 計 画 区 域 内 0 地 域 に お 1 7

 $\frac{2}{4}$

第

第 いては、当該土地を買い入れるものとする。この利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該、特別地区内の土地の所有者から第五条第二項(同条第五) により当該土地なく(同条第五項にな おい を特定空港 、て準用、 \mathcal{O} す 設 る 置

2

(移転の補償等)

九 (するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内にお1定着する物件(以下「建築物等」という。)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害な在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当1条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた い防該際 いて、当該移転又は除防止特別地区以外の地該建築物以外の建築物談外の建築物際現に当該航空機騒音 は除却によりるの地域に移転と衆物、立木竹を発物、立木竹を しその別 通 理常生ずべ での他土地 にの他生地

失を補 することができる。

2 は、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。いることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防・特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合の 止特別 就地区に所在するものの買入れの政令で定めるところにより、前 申項 出の 口があつた場合に規定による補質 一合に を受

公共 用 飛 行 場 周 辺 に におけるこ 航 空 機 騒 音 に よ る 障 害 \mathcal{O} 防 止 等に 関 する法律(昭 和 兀 十二年法律第百 $\overline{+}$

第 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、より通常生ずべき損失を補償することができる。
 より通常生ずべき損失を補償することができる。
 以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び土交通大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(R九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国(移転の補償等)

2 配 内に おい て、 当該土地を買い入れることができる。(、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土)

3 予算の範囲

防 施 設 周辺 の生活環境 の整備等に関する法 律 (昭 和四 + 九 年法律第百

|転の: 補償等

五. が代で、当地とは、当該建地の他生活が

2 内 に お

3

令で定め

う。) 和 当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下「三十五年間人口減少率」という。)が〇・三以上であること、国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口を当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・四二以下であること。とだい、コンはハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭久の、で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値(次号において「財政力指数」といである金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政証地域)

口 0 一十五

勢調 未満

玉

一 次のいず」 の数値が○ た数値が○ 大数値が○ 大数値が○ 該 市

町 村の 人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下「結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該 「四十五年間人口減少率」という。)が〇・三三以該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得 〇・三三以上であ 怪除して得た人口

口 上の 十五 人口を当 年間 人人該人 結果による市町村人口に人口を当該市町村人口に係る同年人口減少率が○・二八以該市町村人口に係る同年人口減少率が○・二八以)・二八以-八口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の・1人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一四以下であること。二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年、公同年の人口で除して得た数値が○・二九以上であること。二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年 に係る平成十七. 年の 人口 のうち六十五 歳 以

のの間 \mathcal{O} 、口のうち 以 上

査 満 人口 を控除 L て得た人口

市 村 人 に . 係る昭 和 五. + 五. 年 . О 人 \Box で 除 L て得た数値 が ○ • 七以上であること。

2 村略

界が 律の規定を適用する。が変更された市町村の区十三条 過疎地域の市町市町村の廃置分合等があ)区域で総務省令・農林水産省令:町村の廃置分合又は境界変更が.;あった場合の特例) • あった場合には、 国土交通省令で定める基準に該当するものは、 当該 ・廃置分合又は境界変更により新たに設置され、 過疎地域とみなして、 又は

2

振 興 地 域 \mathcal{O} 備 . 関 す Ś 法 律 昭 和 兀 + 兀 年 法 律 第 五.

第 一 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地は「農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。「その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。「3八条」都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、i(市町村の定める農業振興地域整備計画) 政令で定めるところにより、

2

この農業 用途

省

地 方税 法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)(地方税法等の 一部を改正する法律案による改正後)

株式等譲渡所得割若第三十七条の三 道庭(外国税額控除) (法人の道府県民税の申告納付)

(法人の道府県民税の申告納付)

(法人の道府県民税の申告納付)

(法人の道府県民税の申告納付)

(法人の道府県民税の申告納付)

(法人の道府県民税の申告納付)

(法人の道府県民税の申告納付)

(法人の道府県民税の申告納付)

区分

税

 \mathcal{O}

手当等 び 7の支払を受けるべき日の属する年の一5第三百十八条の規定にかかわらず、当2限る。以下本款において同じ。)の支4人条 第二百九十四条第一項第一号の 9一月一日現在におけるその者の住所所在の市町村において課する。当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本款に規定するところにより、9支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三百十三条、第三百の者が退職手当等(所得税法第百九十九条の規定によりその所得税を徴収して納 第三百

二十四条 省における普通党 税の 特例

七百三

二十二項、税に関する 句 並 章に では第六十五条の二の規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字でで、第二十三項、第二十六項から第三十三項まで及び第三十九項から第四十二項まで、第五十五条、第五十六条、第六十四条はで関する部分の規定を除く。)及び第四款の規定を準用するものとし、同項第三号に掲げるものについては、同号に掲げる税を合業の一部第一款(個人の道府県民税、法人の道府県民税、特定配当等に係る道府県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税の規定を除く。)、第二款、第五款及び第六款の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、同号に掲げる税を合に関する部分の規定を除く。)、第二款、第五款及び第六款の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、第二時項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(法人の道府県民税及び利子等に係る道府県民税 は、ごびに の略 司 表の下 掲 げる字句に、それぞれ読み替 えるものとする。

額で政令で定めるものの合計額を超える額	二 十 四	第五十三条第二十四	合計額を超
で政令で定めるものの合計額を超	<u>-</u>	並びに第五十三条第二十四項の控除の限度	の合計額を超える額
		で政令で定めるものの合計額を超	

4

七百三十六条 (特別区における) ける

三特別 第区略 一は、節 節 ((法人の市町村民税に関する部分の規定を除く。)の規定を準用する。特別区民税として第五条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するものを課するものとし、

重手当法 (昭 和 四十六年法律第七十三号)

第

五. 規定する控除対 規定する控除対象配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項、(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四五条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに 項第一号から第三号までの四十年法律第三十三号)にに該当する者の前年の所得

て生計 成年後見人であり、 -後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。;を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、かに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいず は、支給しない。ただし、同項第一号に該いずれかに該当する者が前年の十二月三十 に該当する者が一十一日におい

略

2

特例給付) 則

第二条 都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者(第五条第一項の規定により児童手当が支給され ない 者に限る。 に 対 玉

2 5 7

港 湾 法 (昭 和二十五年法律第二百十八号) (港 湾 法 0 _ 部を改正する法 律 (平成二十 五年法律第三十一号) による改 正

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、 第二章第一節 の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団

大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定にようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法(第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)(港湾区域内の工事等の許可) りでない。

2 6

2 5

第五

第五 準対象施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基理者以外の者(国及び地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項において同じ。)が管理するものが、技術基準に適合しなくなり交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの(以下「特定技術基準対象施設」という。)のうち、港湾管況五十六条の二の二十一 港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の(特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等)

2

2 第 五.

3 準準対

4

湾法の一 部を改正する法律 (平成二十五年法律第三十一号)

行 期 1 則

第 規定は、当該各号に一条 この法律は、 定める日から施行する。公布の日から起算して二月を超 えない 範囲 内に お 1 て政令で定める日 から施行する。 ただし、 次 の各号に 掲げる

-九条第二項及び第六十一条第八項第五号の改正規定第五十六条の二の二十の次に二条を加える改正規定、省 略 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日第五十六条の五の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)並びに に第五

○放送法 (昭 和二十 五年法律第百三十二号)(抄

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、 次の定義に従うものとする。

基 設 幹放及

(認定)

- けようとする者又は受けた者を除く。) は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければな第九十三条 - 基幹放送の業務を行おうとする者(電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受

四〜六 省 略 で定める技術基準に適合すること。 当該業務に用いられる電気通信設備 一・二 省 略 らない。 (基幹放送局設備を除く。 以下「基幹放送設備」という。)が第百十一条第一 項の総務省令

又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならな第百八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、(災害の場合の放送)

ればならない。
 - の総務省令で定める技術基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなけ第百十二条 特定地上基幹放送事業者は、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備(以下「特定地上基幹放送局等設備」とい

)投資事 業有限責任 組合契約に関する法 律 (平成十年法律第九十号) (抄)

第二条

2 三条 投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」(投資事業有限責任組合契約)有限責任組合員からなる組合をいう。 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、二条 省 略 次条第 一項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組 合員及び

第三条 「組合契約」という。) は、 各当事者が出資を行い、 共同で次に掲げる事業の全部又は

部

株式会社の設立に際して発行する株式の取得を営むことを約することにより、その効力を生ず

及び 保 有 並 び に 企 業 組 合の 設立 に 際 L て \mathcal{O} 持 分の 取 得 及び 当 該 取 発得に 係 る 持 分 0) 保

2 •

第 八条 八条 無限責任組合員は、毎事業年(財務諸表等の備付け及び閲覧等) 書 項に において 、「財務諸表等」という。)を作成し、五年間主たる事務所に毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、 所に備えて置かなければならない。表、損益計算書及び業務報告書並び 0 附

2 •

金 融 商 品 取 引 法 昭 和二十三年 法 (律第二十 五. 号) 抄

第二条 この法律に お V 7 「有価証券」とは、 次に掲げるものをいう。

して政令で定める証券一が各号に掲げるま当該預託を受けた証券 証券又は証表 もののほれ 書が、流通性その他の事情を勘案し、記書に係る権利を表示するものは書に係る権利を表示するもの 証 書の 発行さ れ た 玉 以外の 国にお いて発行する 証 券又は 証 書で

とし 公益又 は投資者 \mathcal{O} 保 護 を確保することが必要と認 \emptyset 5 れ るも

3 2 法 略 律に お 1 · て、 有 価 証 券の募集」 とは、 新 たに 発行される有価 証 券の 取得 の申 込み 0 勧誘 (これに類するものとし て内

閣 府

・三 省 略 ・・三 省 略

第二十八条第一項に規定する接外 第二十八条第一項に規定する投資運用業を行う者が行う第に限定する投資運用業を行う者が行う第に規定する投資運用業を行う者に限る。)又は登録金融機関(第三十八条第一項に規定する投資運用業を行う者が行う第に定める金融機関をいう。以下同じ。)の委託を受けて、次に掲げる行為(同項に規定する投資運用業を行う者が行う第に定める金融機関をいう。以下同じ。)の委託を受けて、次に掲げる行為(同項に規定する投資運用業を行う者が行う第上で定める金融機関をいう。以下同じ。)の委託を受けて、次に掲げる行為(同項に規定する投資運用業を行う者が行う第上の活為を除く。)のいずれかを当該金融商品取引業者(第二十八条第一項に規定する投資運用業を行う者が行う第上の活動を除く。)のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。 一 有価証券の売買の媒介 三 第八項第十三号に規定する媒介 三 第八項第十三号に規定する媒介 12~39 省 略 行う者が行う第四号に関同組織金融機関その他政融商品取引業又は同条第 他政令に掲げる

第12をいう。 この章に お V て「第一 種 金 融 商品 取 引 業」と は、 金融 商 品 取 引業のうち、 次に 掲げる行 為 \mathcal{O} 1 ず ħ か :を業として行うこと

ての同

条第八項

第 一 号

から

券とみなされる同項各号に掲げる: 権 利 を除く。) につい

同 項第 五. 号に 掲げる行為

ハ 第二条第八項第六号に掲げる行為であつて、有価証券の元引受け以外に 有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のもの 第二条第八項第四号に掲げる行為又は店頭デリバティブ取引についての開三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為 (第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に見有価証券 (第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に として政令で定めるも

0

ŧ

2 五四 8 第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行第二条第八項第十号に掲げる行為 第二条第

電 気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) (抄)

第 届九け条 出なければならない。 - 電気事業者は、第六条第二項第四号の事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、気工作物等の変更) 経済産業大臣に

2 5

 \bigcirc 核 原 料 物 核燃料物質及び 原子 炉 0 規制 に . 関 する法 律 (昭 和 三十二 年法律第百六十六号) 抄

に伴う措置

第四

2 措置に関する計画(次条にお発電用原子炉設置者は、廃四十三条の三の三十三 省(発電用原子炉の廃止に伴う において「廃止措置計画」という。)廃止措置を講じようとするときは、『略 を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、 当 該 廃 止

3

中 小 企業等協同 組合法 (昭和二十四年法律第百八十一号) (中小企業等協同組合法の 部を改正する法律 (平成二十 ·四年

八十五号)による改正後)

(抄)

九条の 同

2 第

3 (済事 同組 『可を受けて火災共済事業を行うものをいう。以下同じ。)と連帯して行う火災共済契約に係る共済責任の負担並びにこれらに附『組合をいう。以下同じ。)又は会員たる火災等共済組合連合会(協同組合連合会であつて、第五項において準用する同条第一項『事業(火災共済事業を除く。)並びに会員たる火災等共済組合(第九条の七の二第一項の認可を受けて火災共済事業を行う事業や一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業、同項第五号の規定による

する事業並 び に 第 八 項 E おお いて準 甪 する第九 条 の二第 六 項 に規定する事 業 0 ほ か 他 \mathcal{O} 事 業を行うことができな

4 略

関

西

玉

際

空港及び大阪国

際空港の

体的

か

つ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第

五. 十四四

貸金法第二条第六項条 会社が、民間次資金法の特例等)

ようとするとき。

2 9

投資 信 託 及び投資法 人に関 民する法語 律 (昭和二十六年法律第百九十八号)

部を委託する場合に第二条 この法律にお おける当該政令で定める者の指図を含む。)に基づいて主として有価証券、不動産そのいて「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図(政令で定める者に指図 他の資産で投資を容易に1に係る権限の全部又は一

託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいすることが必要であるものとして政令で定めるもの(以下「特定資産」という。)に対する投資として運用することを目: とするものをいう。

- 2
- 11 九 百八条第二項第二号を除き、以下同じ。)をいう。九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に、この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融 に限り、信託会な融商品取引業者 信託会社を除く。 业融商品: 取引法第二条第 をいう。
- 12 5

(昭 和二十七 年法律第二百二十九号) (農業 の構造改革 を推 進 するため の農業経 営 基盤 強 化 促 進 法 \mathcal{O} 部 を改

(平成二十五年法律第百二号) による改正後)

(利用意 心向調査

、その者。以下「所有者等」という。)に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査(以下「利用意向調査」という。)省令で定めるところにより、その農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には第三十二条 農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、農林水産

を行うものとする。

2・3 省 略 で定める農地があるときは、その農地の所有者等に対し、利用意向調査を行うものとする。 第三十三条 農業委員会は、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認めら、 れ なるもの として農 省令

し当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする。ただし、当該各号に該当することにつき正当の事由があるときはずれかに該当するときは、これらの利用意向調査に係る農地の所有者等に対し、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関第三十六条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行つた場合において、次の各号のい(農地中間管理権の取得に関する協議の勧告) 、この限りでない。

- あつた日から起算して六月
- から起いを行う

四三 いとき。

省略であるときのほか、当該農地にのの意向についての意思の表明がないとき。の意向についての意思の表明がないとき。当該農地の所有者等にその農地の農業上の当該農地の所有者等にその農地の農業上の \mathcal{O} から起算が農業上の 行して六月を経過した利用を行う意思がな した日に お V ても、 当 該 農 地 \mathcal{O} 所 有者等 か らその 農地 0 農 業 上 0 利 用

五. 農地につ 1 て農 業 上 0) 利 用 \mathcal{O} 増 進 が 义 5 n な 1 ことが 確実であると認めら れるとき。

2

地 中 間 管 理 事 業 \mathcal{O} 推 進 関 す Ś 法 律 (平成二十五 年法律第 百 __ 号) 抄

第

2 3

を興地 業域

省の法は 律に お略 1 て 農 地中 -間管理機 構」 とは、 第 兀 条 0 規定による指定を受けた者を 7 · う。

5

良質な医療を提供する体制 の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律 (平成十八 年法 律第 八 + 兀 | 号

地 域に おける医療及び介護 の総 合的 な確 保を推進するため \mathcal{O} 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 一備等に関する法律案による改正 一後) (抄)

の医附 法則

るよう必要 に残余財子 そはの施 (移行計画の認定)

(移行計画の認定)

(移行計画の認定)

(移行計画の認定)

(移行計画の認定)

(移行計画の認定)

第十条の三 一 新医療法人であって、次に掲げる医療法人のうち移行をしようとするもの2 移行計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。う。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができる。3 保計条の三 経過措置医療法人であって、新医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画(National Management Processing Processi (以 下 「移行 計

· 口

返還義が法人が

二 5 五.

3 移行 -計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない| 省 略

出資額に応じて払戻し又は残

4 • 5

第十条の四

2 、その認定を取り消すことができる。

移行計画」という。)に従って新医療法人への移行に向けた取組を行っていないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画(前項の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。(移行計画の変更等)

3 5

医 療 法 (昭和二十三年法律第二百五号)

定款又は寄附

第五十条 定寿 の 定款又は寄附行為の変更は寄附行為の変更) (厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。 は、 都道府県知事 の認可を受け なけ その

〇宅 地 建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号)

三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて一・二 省 略第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義(用語の定義) は、 それぞれ当該各号の定めるところによる。

第三条第一項の免許を受けて宅地 建物取引業を営む者をいう。

〇民間 資 金等 0 活用による公共施設等の 整備 等 0 促進に関する法律 (平成十一 年法律第百十七号) (抄)

(定義)

2 ~ 6 省

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、〜6 省 略一条 省 略 公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

○全国新幹線鉄道整備法 (昭和四十五年法律第七十一号)

第二条 この法律に いう。 お いて 「新幹線鉄道」とは、 その 主 たる区 間を列車が二百キロ メ 1 1 ル 毎 時以上 の高速度で走行できる幹線鉄道

(基本計画)

本計画」という。)を決定しなければならない。 考慮し、政令で定めるところにより、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線(以下「建設線」という。)を定める基本計画(以下「基第四条 国土交通大臣は、鉄道輸送の需要の動向、国土開発の重点的な方向その他新幹線鉄道の効果的な整備を図るため必要な事項を

2

第六条 国土交通大臣は、建設線について、その営業を行う法人(以下「営業主体」という。)及びその建設を行う法人(以下(営業主体及び建設主体の指名) を指名することができる。 建設

2 6

(工事実施計画) 主体」という。) t

4~5 省 略。これを変更しようとするときも、同様とする。、これを変更しようとするときも、同様とする。工事方法その他国土交通省令で定める事項を記載した建筑九条 建設主体は、前条の規定による指示により建設線 設の 《線の工事実施計画を作成し、建設を行おうとするときは、 国 整 [土交通大臣の認可を受けなけ]備計画に基づいて、路線名、 'nΙ ば事 なのら区 な間

2 5

鉄道 事 業法 (昭 和六十一年法律第九十二号)

第 3・3 省 略請しなければならない。ただし、工事を必要としないな施設(以下「鉄道施設」という。)について工事計画が入条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところに、(工事の施行の認可) い鉄道施設については、こ画を定め、許可の際国土なにより、鉄道線路、停車場 、この限りでなったの限りでなった。 ない。 指定する期限までに、工事の施 国土交通省令で定める鉄道事業 行の の用 認に を申る

2

石 油 \mathcal{O} 備蓄 \mathcal{O} 確保等に 関 はする法律 律 (昭 和五 一十年法律第九十六号)

2 (年) (定義)

第二条 省 略

2~4 省 略

2~4 省 略

(石油精製業の届出)

(石油精製業の届出)

(石油精製業の届出)

(石油精製業の届出)

一 商号、名称又は氏名及び住所
一 商号、名称又は氏名及び住所
一 商号、名称又は氏名及び住所
 主たる事務所の所在地及び製造場の所を表した。

五 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及である場合においては、その代表を表してある場合においては、その代表を表してある場合においては、その代表を表してある場合においては、その代表を表してある事務所の所在地及び製造場の所ない。 油製品の副生を除く。)を行う事業「石油精製業」とは、特定設備を用 をいい、「石油精活ので指定石油製品 制製業者」の製造 - (と指 定に、石 石油 油精製業を行う者!製品以外の物品の! をい 製造工程 *う*。 に お け る

は、 経済 産 業省令で定めるところにより、 あ 5 かじ め、 次に掲げる事 項を経済産業大臣

名

能力及び所な処理能力の所在地の所在地の

在 地

-39 -

2 五前 号 項 まの 情製業者に規定に, ょ る届 この事業を廃止したときは、遅滞なく、その・項を変更しようとするときはあらかじめ、出出をした者は、同項第一号、第二号又は第 め、その旨な |済産業大臣に届け出なければならない。| |を経済産業大臣に届け出なければならな! |掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく なく、 同 項 第 号

3 石 油 精 には、 、る事 その旨を経

関 税 定 率 法 (明 治 兀 [十三年法律第五 +应 号) 抄

別 表 関 税 率 号 表

第 二七 類 鉱 物 性 燃 料 及 U 鉱 物 油並び 品 にこ れ 5 0) 蒸留 物 歴 青 物 質 (並びに鉱物 名 性ろう 税 率

- 1 注
- \mathcal{O} 純 粋 なメタン及びプロパンを除く。
- 医 品項
- (c) (b) (a)

2 この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で酒の液状の合成ポリオレフィンを含まない(第三九類参照)。桝圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇一三ミリバールに成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。畑には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに短は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素 類 す る物 品 及び 主とし て 混

度
た
飽 K 換算 L たときの 温

- 3 (a) 化学的に単一の有機化合物(第二七・一(a) 化学的に単一の有機化合物(第二七・一〇項において石油及び歴青油には、新三七・一〇項において石油及び歴青油には、がを問わないものとし、次の物品を含む。 第二七・一〇項において石油及び歴青油には、がを問わないものとし、次の物品を含む。 かを問わないものとし、次の物品を含む。 かを問わないものとし、次の物品を含む。 第二七・一〇項において石油及び歴青油には、第二七・一〇項において「廃油」とは、江東では、第二七・一〇項において「廃油」とは、江東では、第二七・一〇項において「廃油」とは、次の物品を含まない。 (b) (a) カュ で、 水と混 合してあるか な
- · (例え 油済 及 しトラン ス 油
- 主として石油例えば、使用液 及び一潤 次 滑 製品 の製造 に おびいト て使用され た濃度の 高 11 添 加 剤 例 えば、 化学品
- 注 (c) 小に乳化又はxを含有するもの 水と混っ 合し 7 いる状 態 \mathcal{O} 油 例 えば、 流 出 油 貯 蔵 タン ク 0) 洗 浄 か 5 得ら れ る 油 及 び 使 用 済 4 \mathcal{O} 切 削 油

1 3

号

- 4 調 製製 品 لح は、 A S T M D 八 六 \mathcal{O} 方 法 による温度二一 \bigcirc 度 に お け る 減 失 量 加 算
- 5 帯二七・一○項の各号において「バイオディーゼ・留出容量が全容量の九○%以上のものをいう。 留出容量が全容量の九○%以上のものをいう。 ~3 省 略 5 ゼ 丰 ル」とは、 ル 工 ステ ル 動 物性又は 植 物 性 0 油 脂 使 用 済みであるか な 1 か を 問 わ な \ \ \ か

備

度三〇

二七・一○ 石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七○・一二 軽質油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の五%未ディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。) 年軽質油及びを育油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。) 伊 揮発油 A 低重合度の混合アルキレン (b) その他のもの (b) その他のもの	1 第二七一○・一二号、第二七一○・一九号及び第二七一○・二○号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九○%留出温度が二○○度以下の石油及び歴青油をいう。をいう。 (b) 「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による流失量加算九○%留出温度が二○○度以下の石油及び歴青油(自のものを除く。)をいう。 (c) 「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五%留出温度が三二○度以下の石油及び歴青油(自のものを除く。)をいう。 (d) 「重油」とは、引火点が温度一三○度以下(蒸留残油にあつては、引火点が温度一三○度以下の石油及び歴青油をいう。)をいう。 (e) 「潤滑油」とは、引火点が温度一三○度以下(蒸留残油にあつては、引火点が温度一三○度以下の石油及び歴青油(自のものを除く。)をいう。 (i) 「担油」とは、引火点が温度一三○度以下(蒸留残油にあつては、引火点が温度一三○度以下の石油及び歴青油(自のものを除く。)をいう。 (b) 「利油」とは、水のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油(蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を入るものの(自)が上のものを除く。)をいう。 (i) 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの他の方法により不純物を除去することを含む。)の原料として使用するもの(自)から(e)までのものを除く。)をいう。 (i) 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの側の方法により不純物を除去することを含む。)の原料として使用するもの(自)から(e)までのものを除く。)との混合物(ii) 特定の種類の石油又は歴青油を除く。)との混合物(iii) 合うう留出油で流動点が温度二五度を超えるものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。)の原料として使用するもの(自)から(e)までのものを除く。)との混合物(iii)合うう留出油で流動を除去することを含む。)の原料として使用するもの(自)から(e)までのものを除く。)との混合物を除去することを含む。)の原料として使用するもの(自)から(e)までのものを除く。)との混合物を除去することを含む。)の原料として使用するもの(自)から(e)までのものを除く。)をいう。 (ii) 特定の種類の石油文は歴青油を除く。)をいう。 (iii) 特定の種類の石油文は歴青油と製用の皮油(原)を加えが、水の次は歴青油を除く。)との混合物を除去することを含む。)の原料として使用するもの(自)から(e)までのものを除く。)をいう。
二 · 六 無 % 税	定めるところによのものを除く。)のものを除く。)の石油又は重がの石油又は歴青油を二以上なことを含む。

<u>二</u>七

					二七 〇 · 二 〇
┃ B 温度一五度における比重が○・九○三七を超えるもの	(b) その他のもの(a) 製油の原料として使用するもの(A) 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの四 重油及び粗油	BA 軽 軽油 その他の 他の しの	(二) 灯油 C その他のもの	留出温度との温度差が二度以内のもの(低重で定める分留性状の試験方法による減失量加の他のものの他のものとのは合アルキレンを関係でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・人四九四を超えるもの(流動パラフィン、切温度一五度における比重が○・人四九四を超えるもの(流動パラフィン、切温度一五度における比重が○・人四九四以下ので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものの含有量が全重量他のものの他のもの・海縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主としての他のもの・海縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主としての他のもの・海縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主としての他のもの
	につき四五九円 一キロリットル 無税	にーキロー につきロリットロリットル の の の の の の の の の の の の の の り り り り り	につき九三四円	二 五 六 無 % % 税	三四九 ···· 九八六 %%% %

二七一〇・九九 二二 七七 二七 · 二 九 $\stackrel{-}{\equiv}$ 九四 九一 石 ガ 者 る 者 状 の 他 略 の ・ 略 略 液 油 油 (六) (<u>F</u>i.) その ŧ \mathcal{O} В Α も滑油、 の他のそ t 潤 \mathcal{O} (b) (a) 用に絶 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 温滑 ガ の他の 度 油 そ製 他のものの .供しない油に限る。) 及び温度一五度における比重が○・八四九四以下線油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として一五度における比重が○・八四九四を超えるもの(流動パラフィン、切り ス ŧ の油 一 (五 流 状炭化水 \mathcal{O} 他の 一度における比重が、動パラフィンを含 1のもの 使用するも 0 の潤 削 に 一 つキ き 二 口 IJ 三四九 匹 四ッ 九八六%%%% 無 無税 税 九ト 六 五. % 円ル税 %

第 七

条 新

規

する書面

③書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなけ、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、禁登録を受けていない自動車の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合には、その所有者は、同業登録の申請)

れ輸国

社で はなられる 本本 で は ない まっぱんの 事っぱんの 事っぱん で 通り

ない。事実を証めている。

道

運

送車

両 法

(昭和二十六年法律第百

八十五号)

-44 -

- 原車車 動台名
 - つ 1 7 0 表 示 を含 む。 以 下 同
- 三
- 六 五 四 取使所 得用有 及び 住 所
- 2 6

第六十条 L 日本ければならない。こ 日番号(車台の型式にの 日番の氏名又は名称及び 明の本拠の位置 田土交通大臣は、新明 日本変通大臣は、新明 日本で通大臣は、新明 日本で通大臣は、新明 日本で通大臣は、新明 日本で通大臣は、新明 日本で通大臣は、新明 日本で通大臣は、新明 日本で通大臣は、新明 日本で通大臣は、新明 この場合において新規検査の結果、当 当該 て、 検自 查 動 対象軽自動車及び二車が保安基準に適合 輪の すると認 の小型自動車にくると認めるときは つい は ては車合 平両番号を指定平検査証を当該 定該 に自動車 れの ば使 なら者

2

自 動 車略 検 査 証 略の 有 効 期 間

第六十一条

又

車 造 つ装

- 期車を 了 で提示を
- 3
- 五文通大臣は、臨時検査の結果、当該検査対象外軽自動車が保安基準を国土交通大臣に返納しなければならない。ぶであるものは、その期間の経過後は、その効力を失う。この場合に対一項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間内に臨時検査が五十九条第三項、前条第一項後段及び同条第二項の規定は、臨時検オを使用しようとする時とすることができる。 において、当該自動車の使査を受けなかつたものに係検査について準用する。 の使用者は、に係る自動車 車 す検 ッみやかに、 検査証でその関 当 期 該間 自の 動末 車日 検に
- 5 が保安基準に適合すると認めるときは、 その 使用者に臨 時 検

査

合

格

標

章を交付するものとする。

- 6 査又は構造等変更検査を受けたもの及びこれに係る自動車検査証については、適用しない。 第二項及び第四項の規定は、第一項の公示に係る自動車で当該公示のあつた日以後当該公示に係る同項で定めるところにより臨時検査合格標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。 第一項の公示に係る検査対象外軽自動車は、当該公示に係る同項の期間に引き続く国土交通省令で定め に引き続く国土交通省令で定める期間 内 は、 玉 土 一交通 省令
- 0 期間の末 日 にまでに 新 規検

○道 路運 送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) (抄)

この法律

この法律で「自動車運送事業」とは、二条 省 略 旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 \ 8

貨物利用運送事業法 (平成元年法律第八十二号) (抄)

8 て行う事業をいう。 による運送(貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。)とを一貫しう。以下同じ。)による運送(貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送

○公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)(抄)

二条 公認会計士試験に合格した者(公認会計士の資格) 同 の 回 の公認会計士試験において、 第八条に規定する短答式による試験及び論文式による試

する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する。二条を除き、以下同じ。)であつて、第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上であり、かつ、第十六験の試験科目の全部について、第九条及び第十条の規定により短答式による試験及び論文式による試験を免除された 上は、 第十六条第一項に除された者を含む。 規第定十

(務補習)

2 織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関(以下この条において「実務補習団体等」という。)において行う。(十六条)実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計 士 0 組

玉 公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号)

第 俸給 月 「基礎在職力額の減額で 額の 定以外の理由により 俸給月額 が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をし一・二 省 略 部を支給しないこととする処分を行うことがめる事情及び同項各号に規定する退職をした できる。

当該退職をした者 育 任 用 職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。) について、 当 該

退

職

 \mathcal{O} 退 職 手当 等 0 額 0 算定 0 基礎となる職 員とし T Ō 引き続 1 た在 職 期 間 中 に 懲 戒 免職等処分を受けるべき行為をし

2 6

第十五 一・二 省 略

6 \mathcal{O} 。退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員等に対する免職 1懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき「処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般 て、

福 島 復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)

第四 お V て、 次 の各号に掲げ る用 語 \mathcal{O} 意 義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

<u></u> 三

は民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示に大り、 に民に対しと、)が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示(以下「避難指示」という。)の可能では、 の大学において同じ。)が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示(以下「避難指示」という。)の可能では、 は、昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示は、 は、昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示は、 は、昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示は、 は、昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示は、 は、昭和三十六年法律第二百十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示は、 は、昭和三十六年法律第二百十二号)第十五条第三項2 は、昭和三十六年法律第百五十六号)第十五条第三項2 は、昭和三十六年法律第一項2 は、昭和三十六年法律第一項2 は、昭和三十六年法律第一項2 は、昭和三十六年法律第一項2 は、昭和三十六年法律第二十六号)第十五条第三項2 は、昭和三十六年法律第一項2 は、昭和三十六日との指示 避難解除区域を三、省、略、この法律に対 対を又 み象とこいう 次は第

7策基本

で イ住住住() 略か民民民昭

五.

立 計 画 0 作 成

促促維

次に掲げ る事 項 を記 載 す る t 0 とする

進区域」という。) 等」という。)内の区 避難解除区域及び現と る。略 区域であって、避現に避難指示であ 避難解除等区域なのって第四条第E |復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区|||四号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域| 域(以下 (以 下 「企業解 避 立除 地区 促域

3

福島県知事は、 略 企 業立地促進計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、 内閣総理大臣に提出 しなけ ればならな

5 7 略

株式会社東 日 本大震災 事 業者再生支援機構 法 (平成二十三年法律第百十三号) 抄

第

2 •

5 \(\)

五. 画 ンター」という。)及語を促すこと、初の世 \mathcal{O} + 、一」という。)及び被災地域において設立された同法第四十七条に規定する特定投資事業有限責任組合であって経済産業にすこと、被災地域において設置された認定支援機関であって経済産業省令で定める要件を満たすもの(以下「産業復認認定、同法第十一条第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九条の二第一項の中小企業承継事業再生計画の認定法第五条第一項の事業再構築計画の認定、同法第七条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九条第一項の経営資源主義の事業再構築計画の認定、同法第七条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九条第一項の経営資源主義の事業を表現の事業をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業活力の再生及び産業活動の革新に関連業活力の再生及び産業活動の革新に関連 業興認源す

効果的に定定める要性 的にこれを行うように努めなけ 、件を満たすも 0 (以 下 なければならない。「産業復興機構」という。 との連携を図ること等により、 同 法により講じられる施策と相 まっ

2

金 商 品 取 引法等の 部を改正する法律 (平成二十五年法律第四十五号)

行 期日)

規定は、 には、当該各号に京 この法律は、ハ 定める日から施行する。
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 次の各号に掲げる

一・二省

中項同 **『** | 型囲内において政令で定める日 | で成立びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない入条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十一条中信託業法第四十二条第二項及び第二百七十二条の四十第二項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中農林中央金庫法第五十八条第二項、第二十四条第二項、第二百七十二条の二十二第一項及び第三項、第二十一条の二十七第一項、第200年、第二十二条の二十二第二項の改正規定、第十六条項及び第三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十二第一項及び第三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十二第一項及び第三項、第二十二条の十一第一項及び第三項並びに第百二十二条第二項の改正規定、第十二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協・二 省 略

政手続にお ける特定 \mathcal{O} 個 人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 沙

5 〜14 省 略記載された住民票に係る者を識別するために指定され第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コード。この法律において「個人番号」とは、第七条第一項 ;るものをいう。-をいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって、:《又は第二項の規定により、住民票コード (住民基本台帳法) 当該住民五 で 票コー ド法

6

15 法律に おいて 「法人番号」とは、 第五十八条第一項又は第二項の規定により、 特定 の法人その他 の団体を識別するため

0 番

五.

沖 縄振興特別措置法 の 一 部を改正する法律案

際現に旧法第三十条第一 項 \mathcal{O} 主 務大臣 の認定を受けている法 人は、 新法第三十条第 項 0 沖 縄 県 知 事 \mathcal{O} 認 定

を受けたものとみなす。 3 この法律の施行の際現に旧法第四十 2 省 略 第四条 この法律の施行の際現に旧法第 + 匹 [条第一 項 0 主 務大臣の認定を受けている法 人は、 新 法第四十四 |条第一 項の 沖 縄 県 知 事 0 認 定

 \mathcal{O} 構 造改 革 を推 進するため \mathcal{O} 農業経 営 強 化 促 進 法 等 \dot{O} 部を改正 一する等 \mathcal{O} 法 (平成二十五 法

第百二号)

ペーこの法律の控告機 明 則 農附 施化

第三条(旧典 行の際現に旧基本方針において定めら法人に関する経過措置) れている旧基盤強化法第五条第二項第四号ロに規定する法人(次条に

お

事 業 (旧基

第 一 四

2 6

-52 -